

議案第157号

東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例及び東広島市土砂埋立行為
の適正な実施の確保に関する条例の廃止について

東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例及び東広島市土砂埋立行為の適正な実
施の確保に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例及び東広島市土砂埋立行為
の適正な実施の確保に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例（平成25年東広島市条例第36号）
- (2) 東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例（平成29年東広島市条例第48号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、広島県知事による本市の区域内における宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第10条第4項の規定による同条第1項の宅地造成等工事規制区域の指定の公示及び法第26条第4項の規定による同条第1項の特定盛土等規制区域の指定の公示がされた日から施行する。

（東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による廃止前の東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例（以下「旧小規模土砂条例」という。）第3条の許可を受けた土

砂埋立行為（旧小規模土砂条例第2条第2号に掲げる土砂埋立行為をいう。以下同じ。）であって、この条例の施行の際現に完了又は廃止がされていないものに係る規制については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧小規模土砂条例第3条の許可を受けている者は、当該許可に係る土砂埋立行為についてこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法の規定による許可等（法第12条第1項の許可若しくは当該許可があったものとみなされる法第15条第1項に規定する協議若しくは当該許可を受けたものとみなされる同条第2項に規定する許可又は法第30条第1項の許可若しくは当該許可があったものとみなされる法第34条第1項に規定する協議若しくは当該許可を受けたものとみなされる同条第2項に規定する許可をいう。附則第6項において同じ。）を新たに受けたときは、旧小規模土砂条例第3条の許可に係る土砂埋立行為の完了又は廃止をしなければならない。この場合における完了及び廃止については、旧小規模土砂条例の規定の例による。

4 この条例の施行前にした行為並びに附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合及び前項の規定により旧小規模土砂条例の規定の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例の廃止に伴う経過措置）

5 次項に定めるものを除き、この条例による廃止前の東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例（以下「旧土砂適正実施条例」という。）第3条の許可を受けた土砂埋立行為であって、この条例の施行の際現に完了又は廃止がされていないものに係る規制については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に旧土砂適正実施条例第3条の許可を受けている者は、当該許可に係る土砂埋立行為について施行日以後に法の規定による許可等を新たに受けたときは、旧土砂適正実施条例第3条の許可に係る土砂埋立行為の完了又は廃止をしなければならない。この場合における完了及び廃止については、旧土砂適正実施条例の規定の例による。

7 この条例の施行前にした行為並びに附則第5項の規定によりなお従前の例によ

ることとされる場合及び前項の規定により旧土砂適正実施条例の規定の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例又は東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例による規制の対象であった土砂埋立行為について、新たに宅地造成及び特定盛土等規制法等による規制の対象となることから、これらの条例を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。